

令和5年度事業報告及び収支決算について

1 令和5年度事業報告

(1) 木更津市地域公共交通計画の実施に関する協議

- ① 令和5年3月に策定した「木更津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」）」の基本理念に基づき、まちづくりの進展や地域のニーズに合った公共交通ネットワークの再構築を行うための改善案を検討した。

今年度は、深刻化する運転士不足の解消のための交通事業者の取組について情報交換を行い、また、市とハローワークが連携して運転手業務に係る説明・面接会の実施に向け連携を関係者が連携を図った。

- ② 富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送について、運送者の申し出により、運行実績や住民のニーズを踏まえた運行目的地の変更に関する協議を行った。

(2) 木更津市地域公共交通網形成計画の最終評価に関する協議

公共交通網形成計画期間が終了したことから、計画に定められた各事業に対する評価検証の協議を行った。

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画に関する協議

富来田地区まちづくり協議会による自家用有償旅客運送については、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるため、補助金の申請に必要である地域内フィーダー系統確保維持計画について協議を行った。

○令和5年度開催内容

・第1回木更津市地域公共交通活性化協議会（令和5年7月7日）

議題（1）令和4年度事業・決算報告について

（2）令和5年度事業計画・予算案について

（3）木更津市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

（4）令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について（※書面による協議）

（5）富来田地区における自家用有償旅客運送の運行内容（目的地）の変更について

・第2回木更津市地域公共交通活性化協議会【書面開催】（令和6年1月4日～26日）

議題（1）木更津市地域公共交通網形成計画最終評価について

（2）木更津市地域公共交通活性化協議会規約の改正（運賃協議会部会）について

2 令和5年度収支決算

<収入>

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
1 負担金・補助金		
(1) 負担金	146,000	木更津市（木更津市地域公共交通活性化協議会負担金）
(2) 補助金	1,938,900	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 1,659,900 円 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 279,000 円
2 諸収入		
(1) 利息	18	
3 繰越金		
(1) 繰越金	0	
合 計	2,084,918	

<支出>

(単位：円)

科 目	決 算 額	摘 要
1 会議費	67,290	協議会2回分
(1) 会議費	58,406	委員報償費 55,400 円 費用弁償 3,006 円
(2) 通信運搬費	8,884	切手代 8,884 円
2 需用費		
(1) 消耗品費	11,598	宛名シール、文書ファイル
3 手数料	2,090	報償費等振込手数料
4 補助金	279,000	令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
5 返還金	1,659,900	国庫補助金の受入後、市に返還
合 計	2,019,878	

※残額65,040円については、木更津市に返納する。

監 査 報 告 書

「令和５年度 木更津市地域公共交通活性化協議会」収支決算を帳簿及び
証憑書類と照合し、監査した結果、決算書が適正であることを認める。

令和６年４月２６日

木更津市地域公共交通活性化協議会

監査委員

石 渡 宏

監査委員

吉 田 究

協議運賃について

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】※道路運送法第9条5項

【協議会において協議】※道路運送法第9条4項

⇒協議が調えば運賃を届出

公聴会については次ページで解説します!



地域公共交通会議について

これまで

地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則（第9条の3）
構成員	○市区町村長又は都道府県知事 ○一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ○住民又は旅客 ○地方運輸局長 ○一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体 ○（自家用有償運送について協議する場合）自家用有償旅客運送を行っている者 ○道路管理者、都道府県警察、学識経験者等
協議事項	○乗合旅客運送の態様 ○乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項 ○自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項 等

令和5年10月1日以降

地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則（第4条の2）
構成員	変更なし
協議事項	○乗合旅客運送の態様 ○自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項 等
運賃協議会 (NEW)	
根拠	道路運送法（第9条第4項）
構成員	○市区町村又は都道府県 ○運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 ○地方運輸局長 ○関係住民の意見を代表する者
協議事項	○乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項

【協議が整った旨の証明書(例)】 (地域公共交通会議)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が調ったことの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇地域公共交通会議において、下記事項に關し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地域公共交通会議
会長 〇〇 〇〇

(運賃協議会)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇協議会において、下記事項に關し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- ・運賃を適用する路線又は営業区域
- ・適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- ・運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇協議会

※会議体ごとに作成ください。

コラム：運賃の協議を行う際の留意事項（R5.10.1以降）

- 市町村又は都道府県は、運賃等の協議をするときは、あらかじめ、**公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

・公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能。

（例） ※（ ）内は想定する対象者

①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or② or③ + ④

【その他】

・ホームページへ意見募集の掲載

・地域住民に対するアンケート調査等

- 協議運賃について、**複数の関係する事業者**や**関係する事業者団体**が含まれる協議会等で協議することは、公正な競争を阻害し、**独占禁止法に抵触するおそれ**が生じるため、原則として、既存の協議会の組織・体制を活用することはできず、協議運賃について協議を行うための協議会を設置する必要がある。

- 当該**協議運賃等を定めようとする運送事業者が複数**存在する場合は、**個別に協議**する必要がある。

運用方法等については、運輸支局にご相談下さい！

